

質 問	回 答
Q1. 対象となる「空き家」とは	町内にある「居住のために建てられた建物及びその敷地」で、現に居住していない（しなくなる）物件が対象です。
Q2. 対象とならないものは	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すでに宅地建物取引業者等に仲介を依頼している物件</li> <li>・賃貸、分譲の目的でつくられた物件</li> </ul>
Q3. 「所有者等」とは	建物及びその敷地の所有権を持ち、その物件の賃貸・売買ができる人です。
Q4. 建物が登記されていない場合は	対象となります。 対象者は納税管理者です。
Q5. 相続登記がされていない場合は	対象となります。 対象者は相続する権利のある人です。
Q6. 必要な書類は	鏡野町空き家情報登録申請書（様式第1号）、承諾書（様式第2号）に必要事項を記載のうえ、まちづくり課へ提出。
Q7. 所有者等が複数の場合は	対象となります。 建物及びその敷地の所有権を有する人が複数の場合は、全員の承諾書が必要です。
Q8. 抵当権等が設定されている場合は	対象となります。 建物及びその敷地に抵当権等が設定されている場合は、必ず申請書の特記事項へ記入してください。
Q9. 登録後の流れは	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 町は岡山県サブセンター運営協議会が運営する「住まいる岡山」のウェブサイトにより、当該登録物件を取り扱う業者を仮募集します。</li> <li>② 町は応募業者と登録物件提供者に案内を通知し現地見会を実施します。</li> <li>③ 岡山県サブセンター運営協議会は当該登録物件を取り扱う業者を募集します。</li> <li>④ 岡山県サブセンター運営協議会は登録物件提供者に町を経由して応募業者の選定を依頼します。</li> <li>⑤ 登録物件提供者は岡山県サブセンター運営協議会に宅地建物取引業者の選定報告書（様式第9号）により町を経由して選定業者を報告します。</li> <li>⑥ 登録物件提供者は選定した取引業者と媒介契約を締結します。</li> <li>⑦ 取引業者は媒介契約後「住まいる岡山」を利用して物件の募集を行います。</li> </ol>
Q10. 交渉及び売買等の契約は	取引業者が仲介します。 町は交渉及び売買等の契約について介入できません。
Q11. 岡山県サブセンター運営協議会とは	社団法人岡山県宅地建物取引業協会及び社団法人岡山県不動産協会で構成される協議会です。
Q12. 登録事項を変更するには	鏡野町空き家情報登録変更届出書（様式第5号）に変更事項を記載して町まちづくり課へ提出。
Q13. 登録を抹消したい場合は	鏡野町空き家情報登録抹消届出書（様式第7号）に抹消する理由を記載してまちづくり課へ提出。